改正

昭和52年2月2日規則第11号 昭和55年4月1日規則第15号 昭和57年6月16日規則第43号 昭和59年3月2日規則第15号 昭和60年3月1日規則第5号 昭和61年4月1日規則第35号 昭和63年7月18日規則第65号 平成元年3月31日規則第36号 平成2年3月26日規則第14号 平成3年3月26日規則第17号 平成4年3月31日規則第27号 平成5年4月30日規則第35号 平成6年5月31日規則第43号 平成6年11月8日規則第82号 平成7年3月31日規則第25号 平成7年11月10日規則第83号 平成8年4月30日規則第35号 平成8年8月30日規則第54号 平成9年3月21日規則第11号 平成10年3月31日規則第42号 平成11年3月26日規則第26号 平成12年3月31日規則第56号 平成12年7月4日規則第108号 平成13年1月5日規則第13号 平成13年4月1日規則第55号 平成18年3月31日規則第60号 平成19年3月23日規則第33号 平成19年12月28日規則第125号 平成20年3月18日規則第25号 平成21年5月1日規則第43号 平成22年3月19日規則第15号 平成23年4月1日規則第25号 平成25年3月22日規則第53号 平成26年2月28日規則第3号

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則をここに公布する。

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号。以下「条例」という。)及び山形県港湾区域内占用料等徴収条例(平成12年3月県条例第40号。以下「徴収条例」という。)の施行に関し、並びに港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第37条に規定する行為の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(職権の委任)

- 第2条 法並びに条例及び徴収条例に基づく知事の権限のうち次に掲げるものは、山形県港湾事務所長に 委任する。
 - (1) 条例第5条、第7条第1項本文及び第8条第2項の規定による港湾施設の通常使用、通常使用の変更及び通常使用期間の延長の承認に関すること(条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。)。

- (2) 条例第10条第1項、第11条第1項本文及び第12条ただし書の規定による港湾施設の目的外使用、 目的外使用の変更及び転貸等の許可に関すること。
- (3) 条例第13条本文、第14条第1項本文及び第15条において準用する条例第12条ただし書の規定による港湾施設の占用、占用の変更及び転貸等の許可に関すること(国土交通大臣の承認に係るものを除く。)。
- (4) 条例第16条から第19条までの規定による使用料の徴収、後納の承認、減免及び還付並びに入港料の徴収に関すること。
- (4)の2 条例第16条第3項及び徴収条例第5条ただし書の規定による占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降の占用料を徴収する日の指定に関すること。
- (5) 条例第21条第1項の規定による行為の許可に関すること。
- (6) 条例第22条の規定による監督処分に関すること。
- (7) 条例第23条第1項の規定による報告の徴収及び立入り検査に関すること。
- (8) 条例第7条第1項ただし書、第11条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定による軽微な変更の届出の受理並びに条例第24条の規定による入出港届等の受理に関すること(条例第7条第1項ただし書の規定による軽微な変更の届出の受理にあつては、条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。)。
- (9) 条例第25条第1項の規定により承認(条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。)又は許可(国土交通大臣の承認に係るものを除く。)に条件を付すること。
- (10) 法第37条第1項の規定による港湾区域内の工事等の許可に関すること。
- (11) 徴収条例第2条及び第4条の規定による占用料又は土砂採取料の徴収及び減免に関すること。 (通常使用の承認を要しない港湾施設)
- 第3条 条例第5条に規定する知事が定める港湾施設は、橋りよう及び港湾環境整備施設(酒田北港緑地の多目的広場及び加茂港緑地の駐車場を除く。)とする。

(通常使用の承認)

第4条 条例第5条の規定による通常使用の承認(条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定 港湾施設に係るものを除く。)を受けようとする者は、港湾施設通常使用承認申請書(別記様式第1号) を提出しなければならない。ただし、加茂港緑地(駐車場に限る。)及び鼠ケ関マリーナ(給水施設、 給電施設、けん引運搬車、駐車場、ウインチ、上下架クレーン及びシャワーに限る。)の通常使用の承 認の申請は、口頭によりすることができる。

(通常使用の変更の承認)

- 第5条 条例第7条第1項本文の規定による通常使用の変更の承認(条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。)を受けようとする者は、港湾施設通常使用変更承認申請書(別記様式第2号)を提出しなければならない。
- 2 酒田北港緑地に係る前項に規定する承認を受けようとする者は、酒田北港緑地使用変更承認申請書(別記様式第2号の2)を提出しなければならない。

(通常使用期間の延長の承認)

第6条 条例第8条第2項の規定による通常使用期間の延長の承認(条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。)を受けようとする者は、承認期間満了の日の5日前までに港湾施設通常使用期間延長承認申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(目的外使用の許可)

- 第7条 条例第10条第1項の規定による目的外使用の許可を受けようとする者は、港湾施設目的外使用許可申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 求積図その他の知事が必要と認める書類

(目的外使用の変更の許可)

- 第8条 条例第11条第1項本文の規定による目的外使用の変更の許可を受けようとする者は、港湾施設目的外使用変更許可申請書(別記様式第5号)に前条各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 (転貸等の許可)
- 第9条 条例第12条ただし書(条例第15条において準用する場合を含む。)の規定による転貸等の許可を 受けようとする者は、港湾施設転貸等許可申請書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(占用の許可)

- 第10条 条例第13条第1項本文の規定による占用の許可を受けようとする者は、港湾施設占用許可申請書 (別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 平面図
 - (3) 構造図
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(占用の変更の許可)

第11条 条例第14条第1項本文の規定による占用の変更の許可を受けようとする者は、港湾施設占用変更 許可申請書(別記様式第8号)に前条第2号から第4号までに掲げる書類を添えて提出しなければなら ない。

(軽微な変更)

第12条 条例第7条第1項ただし書、第11条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書に規定する規則で 定める軽微な事項は、通常使用にあつては承認を受けた内容の範囲内での数量の減少又は期間の短縮と し、目的外使用にあつては期間の短縮とし、占用にあつては占用の目的又は占用に係る工作物等の構造 の変更以外の変更とし、これらの規定による届出をしようとする者は、港湾施設使用等変更届(別記様 式第9号)を提出しなければならない。

(入港料の額)

- 第12条の2 条例第19条第2項に規定する入港料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業(同法第44条に規定する船舶運航の事業を含む。)に使用される船舶のうち本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において人又は物の運送をする船舶(以下「外航船舶」という。)で総トン数700トン以上のもの1トン(1トン未満の端数があるときは、当該端数は1トンとする。以下同じ。)につき2円30銭
 - (2) 外航船舶以外の船舶で総トン数700トン以上のもの 1トンにつき1円24銭 (許可を要する行為)
- 第13条 条例第21条第1項第4号に規定する知事の指定する行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 土地の掘削
 - (2) 入港船舶の視程を損なわせる程度の発煙を伴う行為

(港湾施設内の行為の許可)

- 第14条 条例第21条第1項の規定による行為の許可を受けようとする者は、港湾施設内行為許可申請書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 構造図その他の知事が必要と認める書類

(立入検査用身分証明書)

- 第15条 条例第23条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第11号によるものとする。 (入港届及び出港届)
- 第16条 条例第24条第1項に規定する入港届及び出港届は、港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号) 第15条第2項の様式(鼠ケ関マリーナ、第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポットに係るものにあつては、別記様式第12号)によるものとする。

(入出港状況報告書)

- 第17条 条例第24条第2項に規定する入出港状況の報告は、別記様式第13号によるものとする。 (港湾区域内等において許可等を要する行為)
- 第18条 港湾法施行令(昭和26年政令第4号)第14条に規定する港湾管理者が指定するもののうち、同条第1号の載荷重にあつては次の表に定めるところによるものとし、同条第2号の廃物にあつては竹木、土石、ごみ、汚物等港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えることとなるものとする。

港湾名	種類	載荷重
酒田港	岸壁	1平方メートル当たり3トン

	物揚場	1平方メートル当たり1トン
	護岸	1平方メートル当たり0.5トン
加茂港	岸壁	1平方メートル当たり2トン
	物揚場	1平方メートル当たり1.5トン
	護岸	1平方メートル当たり0.5トン

(港湾区域内における工事等の許可)

- 第19条 法第37条第1項の規定による許可を受けようとする者は、港湾区域等内水域(公共空地)占用許可申請書(別記様式第14号)、港湾区域等内水域(公共空地)内土砂採取許可申請書(別記様式第15号) 又は港湾区域等内水域施設等建設(改良)許可申請書(別記様式第16号)を提出しなければならない。 (許可を受けた者の義務)
- 第20条 法第37条第1項第1号の規定により、同項第2号に規定する土砂の採取の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を終わつたときは、速やかに当該土砂を採取した場所を整地しなければならない。 (許可の期間)
- 第21条 法第37条第1項の規定による許可の期間は、同項第1号の行為に係るものにあつては3年以内、同項第2号の行為に係るものにあつては6箇月以内とする。ただし、同項第1号の行為に係る許可の期間は、当該行為が発電、水道等その性質上長期にわたる工作物の設置を目的とする場合にあつては、30年以内とする。
- 2 前項の許可の期間は、申請により更新することができる。 (使用料等の減免申請書)
- 第22条 条例第17条及び徴収条例第4条に規定する使用料及び占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、使用料・占用料等減免申請書(別記様式第17号)を提出しなければならない。
- 第23条 加茂港緑地に係る条例第26条の2第1項の基準については、加茂港緑地と隣接する山形県海浜公園を一体的に管理する場合は、山形県海浜公園条例(平成17年7月県条例第82号)第9条の基準を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - (酒田港港湾施設条例施行規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 酒田港港湾施設条例施行規則(昭和39年4月県規則第26号)
 - (2) 山形県港湾区域等における行為の規制に関する規則(昭和42年3月県規則第12号)

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(昭和52年2月2日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年3月4日から施行する。

(特例措置)

2 この規則による改正後の山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則第12条の2の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、昭和52年3月4日から昭和52年3月31日までの間は、同条中「2円」とあるのは「1円60銭」と、「1円」とあるのは「80銭」とし、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの間は、同条中「2円」とあるのは「1円80銭」と、「1円」とあるのは「90銭」とする。

附 則(昭和55年4月1日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和55年5月1日から施行する。
 - (特例措置)
- 2 改正後の山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則第12条の2の規定の適用については、昭和55

年 5 月 1 日から昭和56年 3 月31日までの間は、同条中「2 円30銭」とあるのは「2 円10銭」と、「1 円 15銭」とあるのは「1 円 5 銭」とする。

附 則 (昭和57年6月16日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年6月17日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正 する。

〔次のよう略〕

(市町村長に対する事務委任規則の一部改正)

3 市町村長に対する事務委任規則(昭和56年3月県規則第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(昭和59年3月2日規則第15号)

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後において許可を受けた水域又は公共空地の占用及び 水域又は公共空地における土砂の採取(以下「占用等」という。)に係る占用料及び土砂採取料(以下 「占用料等」という。)について適用し、同日前に許可を受けた占用等に係る占用料等については、な お従前の例による。

附 則 (昭和60年3月1日規則第5号)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後において許可を受けた公共空地の占用に係る占用料 について適用し、同日前に許可を受けた公共空地の占用に係る占用料等については、なお従前の例によ る。

附 則(昭和61年4月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月18日規則第65号)

- 1 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後において許可を受けた公共空地の占用及び水域又は 公共空地における土砂の採取(以下「占用等」という。)に係る占用料及び土砂採取料(以下「占用料 等」という。)について適用し、同日前に許可を受けた占用等に係る占用料等については、なお従前の 例による。

附 則(平成元年3月31日規則第36号)

この規則は、平成元年5月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月26日規則第14号)

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成3年3月26日規則第17号)

- 1 この規則は、平成3年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後において許可を受けた水域又は公共空地の占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた水域又は公共空地の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月31日規則第27号)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後において許可を受けた水域又は公共空地における土砂の採取(以下「採取」という。)に係る土砂採取料について適用し、同日前に許可を受けた採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年4月30日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年5月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(市町村長に対する事務委任規則の一部改正)

3 市町村長に対する事務委任規則(昭和56年3月県規則第7号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]

附 則(平成6年5月31日規則第43号)

- 1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成6年6月1日以後において許可を受けた公共空地の占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた公共空地の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成6年11月8日規則第82号)

この規則は、平成6年11月11日から施行する。

附 則(平成7年3月31日規則第25号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後において許可を受けた水域又は公共空地における土砂の採取(以下「採取」という。)に係る土砂採取料について適用し、同日前に許可を受けた採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年11月10日規則第83号)

この規則は、平成7年11月11日から施行する。

附 則(平成8年4月30日規則第35号)

この規則は、平成8年5月1日から施行する。

附 則(平成8年8月30日規則第54号)

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年5月1日から施行する。ただし、別表土砂の採取の項の改正規定は、同年4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表公共空地の占用の項及び水域の占用の項の規定は、平成9年5月1日以後に許可する公 共空地又は水域の占用に係る占用料について適用し、同日前に許可した公共空地又は水域の占用に係る 占用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表土砂の採取の項の規定は、平成9年4月1日以後に許可する土砂の採取に係る土砂採取料について適用し、同日前に許可した土砂の採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月31日規則第42号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月26日規則第26号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表土砂の採取の項の規定は、平成11年4月1日以後に許可する土砂の採取に係る土砂採取料について適用し、同日前に許可した土砂の採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する

〔次のよう略〕

附 則(平成12年7月4日規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正 する。

[次のよう略]

附 則(平成13年4月1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正 する。

[次のよう略]

附 則(平成19年3月23日規則第33号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月28日規則第125号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正 する。

〔次のよう略〕

附 則(平成21年5月1日規則第43号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日規則第15号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正 する。

〔次のよう略〕

附 則 (平成25年3月22日規則第53号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月28日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(1)

様式第1号(2)

様式第1号(3)

様式第1号(4)

様式第1号(5)

様式第1号(6)

様式第1号(7)

- 様式第1号(8)
- 様式第1号(9)
- 様式第1号(10)
- 様式第1号(11)
- 様式第1号(12)
- 様式第2号
- 様式第2号の2
- 様式第3号
- 様式第4号
- 様式第5号
- 様式第6号
- 様式第7号
- 様式第8号
- 様式第9号
- 様式第10号
- 様式第11号
- 様式第12号
- 様式第13号
- 様式第14号
- 様式第15号
- 様式第16号
- 様式第17号